

○宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施要領

令和3年6月28日

告示第66号

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県新規漁業就業者育成強化事業実施要領及び愛媛県新規漁業就業者育成強化事業費補助金交付要綱に基づき、愛媛県漁業協同組合における市内の支所（以下「県漁協の支所」という。）が取り組む事業に要する経費を助成し、新規漁業就業者の育成強化及び着業促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規就業者 国事業の研修等を修了し、自営等する新規漁業就業者をいう。
- (2) 受入漁家 県漁協の支所の組合員であって、後継者として新規漁業就業者を受け入れる漁家をいう。
- (3) 子弟等 後継者として受入漁家に就業した新規漁業就業者をいう。
- (4) カムバック者 真珠母貝養殖業の離職者で当該養殖業に再度従事する者をいう。
- (5) 新規就業者等 新規就業者、受入漁家、子弟等及びカムバック者をいう。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、新規就業者等を指導及び支援する県漁協の支所とする。

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間は、この要領の施行の日から令和9年3月31日までとする。ただし、同一の者に対する支援期間は、新規就業者及び受入漁家は3年度以内とし、カムバック者は1年度以内とする。

(事業の内容等)

第5条 事業の内容、採択要件、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、事業の要件及び支援する期間は別表に掲げるとおりとする。

(営漁計画及び指導計画の提出)

第6条 本事業の支援を受けようとする新規就業者等は、漁業経営に関する目標及び年間操業計画等（以下「営漁計画」という。）を記載した営漁計画書（様式第1号）を事業実施主体に提出するものとする。

2 営漁計画書の提出を受けた事業実施主体は、営漁計画によって指導に関する目標及び年間指導計画（以下「指導計画」という。）を記載した指導計画書（様式第2号）を作成するものとする。

3 営漁計画及び指導計画を見直す必要が生じた場合には、前2項の規定を準用する。
（事業実施計画の承認申請）

第7条 事業実施主体は、この事業を実施しようとする場合は、宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施計画承認申請書（様式第3号）及び宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施計画書（様式第4号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（事業実施計画の承認）

第8条 市長は、前条の実施計画承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業実施主体に対し承認通知を行うものとする。

（事業実施計画の重要な変更）

第9条 事業実施主体は、前条の規定により承認された事業実施計画について、次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施計画変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 事業実施主体の支援する新規就業者等の変更

（2） 事業種目の新設又は変更

（市の補助）

第10条 市長は、この要領により実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

（事業の確認）

第11条 市長は、実施した事業の実績について、書類、現地調査等によって確認するものとする。

（事業の実施）

第12条 事業実施主体及び新規就業者等は、関係機関と連携して、効率的かつ効果的な事業の実施に努めるものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和3年6月28日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和5年9月21日告示第65号)

この要領は、令和5年9月21日から施行する。

附 則 (令和6年3月4日告示第12号)

この要領は、令和6年3月4日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の宇和島市新規漁業就業者育成強化事業実施要領の規定により補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

4 この告示の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和8年3月30日告示第24号)

この要領は、令和8年3月30日から施行する。

附 則 (令和8年4月1日告示第41号)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

事業の内容等

事業種目	事業内容	採択要件
新規就業者育成事業	新規就業者の漁業に必要な資材代等の漁業経費に対して事業実施主体が支援する経費に対し補助する。 (漁業経費) (1) 漁業資材代(経常的経費は除く。) (2) その他必要と認められる経費	新規就業者ごとに着業時の経営規模に応じた事業実施計画を有すること。
漁家子弟支援事	子弟等の漁業に必要な資材代等の漁	子弟等ごとに着業時の経営

業	業経費に対して事業実施主体が支援する経費に対し補助する。 (漁業経費) (1) 漁業資材代(経常的経費は除く。) (2) その他必要と認められる経費	規模に応じた事業実施計画を有すること。
カムバック支援事業	カムバック者の漁業に必要な資材代等の漁業経費に対して事業実施主体が支援する経費に対し補助する。 (漁業経費) (1) 漁業資材代(経常的経費は除く。) (2) その他必要と認められる経費	カムバック者ごとに着業時の経営規模に応じた事業実施計画を有すること。

新規就業者育成事業の要件

年齢等	研修等資格要件	備考
次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 概ね55歳未満の者 (2) 漁業就業後3年以内の者 (3) 独立して自営する漁業者	次に掲げる要件のいずれかに該当すること。 (1) 漁業人材育成総合支援事業による研修又はそれに相当する国事業に基づく長期研修を終了した者 (2) 当該研修の修了見込みの者 (3) 当該研修の修了者と同等の漁業能力を有すると事業実施主体が認めた者	年齢等の要件のうち、「概ね55歳未満の者」及び「漁業就業後3年以内の者」については、当該年度の前年度に本事業を実施している場合を除く。

漁家子弟支援事業の要件

子弟等の年齢等	事業項目	備考
次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 概ね55歳未満の者 (2) 受入漁家の代表者との関係が	(1) スマート水産業の推進 (2) 生産物の単価向上の取組 (3) 経費削減の取組	

3親等以内である者 (3) 漁業就業後3年以内の者 (4) 後継者として漁業を目指す者 (本事業の終了後3年以上就業を継続する者) (5) 右記事業項目のうち、1件以上について実施する者	(4) 労働環境改善の取組 (5) 新たな漁船漁業種又は養殖対象種の追加の取組 (6) 未・低利用魚の活用 (7) その他、持続的な就業への寄与が期待される取組	
---	---	--

カムバック支援事業の要件

年齢等	資格	備考
次に掲げる要件を全て満たすこと。 (1) 概ね55歳未満の者 (2) 漁業再就業後3年以内の者 (3) 独立して自営する漁業者	過去に真珠母貝養殖業に従事していた経験がある者で、離職後、再度当該養殖業に従事する者	対象となる業種は真珠母貝養殖業に限る。